

品川区子ども家庭センター運営要綱

制定 令和7年3月31日 区長決定要綱第72号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2および母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、児童および妊産婦の福祉ならびに母性および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行う「品川区子ども家庭センター」（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、母子保健法および児童福祉法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子保健機能 母子保健法第22条第1項第1号から第5号までに規定する母子保健に関する業務を担うことをいう。
- (2) 児童福祉機能 児童福祉法第10条の2第2項各号に規定する児童福祉に関する業務を担うことをいう。
- (3) 地域合同ケース会議 各家庭の情報および課題を母子保健機能または児童福祉機能の業務を担う職員が共有した上で、特定妊婦や要支援児童等に該当するか否かの判断ならびに当該家庭への支援方針の検討および決定を行う会議をいう。
- (4) サポートプラン 児童および妊産婦の保健医療および福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等に対して作成する、これらの者に対する支援の種類、内容等の事項を記載した計画をいう。

(実施機関)

第3条 センターは、品川区子ども家庭支援センター（以下「支援センター」という。）、品川保健センター、大井保健センターおよび荏原保健センター（以下「各保健センター」という。）が次に掲げる機能を担うことにより構成し、一体的運営を行うものとする。

2 センターにおいて母子保健機能を担う機関は、各保健センターとする。

3 センターにおいて児童福祉機能を担う機関を支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター品川、品川区地域子ども家庭支援センター大井または品川区地域子ども家庭支援センター荏原（以下「各地域支援センター」という。）とする。

4 支援センターは、各地域支援センターと各保健センター間の総合調整その他必要な業務を実施する。

(支援の対象)

第4条 センターが実施する児童福祉機能および母子保健機能に係る支援の対象者(以下「支援対象者」という。)は、品川区内に住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 妊産婦
- (2) 18歳未満の者
- (3) 18歳未満の者の保護者および家族(里親および養子縁組里親を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(実施体制)

第5条 センターの業務は、次の各号に掲げる者により実施する。

- (1) 子ども家庭センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 統括支援員
- (3) 調整担当員
- (4) 支援センターに所属する職員
- (5) 各地域支援センターに所属する職員
- (6) 各保健センター保健担当に所属する職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める職員

2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、別表の中欄に掲げる職をもって充てる。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる者の職務内容は、別表の右欄のとおりとする。

(地域合同ケース会議)

第6条 センターにおける母子保健機能および児童福祉機能が有機的に連携し、支援対象者へ適切な対応を行うために地域合同ケース会議を開催する。

2 地域合同ケース会議は、統括支援員が母子保健機能を担う職員および児童福祉機能を担う職員の日程を調整して開催する。

3 地域合同ケース会議の実施に必要な事項は、別に定める。

(サポートプラン)

第7条 センターは、支援対象者に対するサポートプランを作成する。

2 支援対象者について、家庭環境に大きな変化がある、または見直し時期に継続的な支援の必要性が認められる場合には、サポートプランを更新する。

3 サポートプランの実施に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 各地域支援センターの庶務は、支援センター子育て支援連携担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、健康推進部長と協議の上、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

名称	職	職務内容
センター長	子ども未来部子ども家庭支援センター長	センターにおいて取り扱う事案に係る全体のマネジメントを行う。
統括支援員	子ども未来部子ども家庭支援センター子育て支援連携担当主査	センター長のもとで、母子保健機能および児童福祉機能間の連携を図り、地域合同ケース会議の運営および関係機関との調整、サポートプランの作成・進行管理など実務面での業務マネジメントに加え、各地域支援センターと各保健センター間の総合調整その他必要な業務を行う。
	子ども未来部子ども家庭支援センター児童相談担当主査	センター長のもとで、母子保健・児童福祉両部門との連携を図り、地域合同ケース会議の運営および関係機関との調整、サポートプランの作成・進行管理など実務面での業務マネジメントを行う。
調整担当員	次に掲げる職にある職員とする。 (1) 品川保健センター保健担当主査 (2) 大井保健センター保健担当主査 (3) 荏原保健センター保健担当主査	センターに関する母子保健業務における調整を行い、統括支援員と連携し、センターの一体的支援を構築する。